

西宮市生活困窮世帯対象学習支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 様々な事情により、健全な修学育成環境を維持することが困難な生活困窮世帯について、将来社会的に自立した生活を営むため、保護者への養育相談やその子どもへのカウンセリング、高校進学に向けた学習支援等を行うことを目的とする。

(実施主体及び役割分担)

第2条 実施主体は、西宮市とする。ただし、学習支援については、事業者等に委託の上、実施する。また、西宮市より委託を受けて西宮市生活困窮世帯対象学習支援事業（以下、「事業」という。）を実施する受託者は、西宮市と相互に緊密な連携を保ち、事業の円滑な運営に努めるものとする。

2 事業を実施する各機関の役割分担は、以下のとおりとする。

(1) 西宮市健康福祉局生活支援部厚生課（以下、「市」という。）は契約に関する事務（委託料の支払いを含む）や要綱等の事務、支援対象者の選定などの事務を行う。

(2) 受託者は、学習支援コーディネーター1名以上を配置し、支援対象生徒への学習支援を行う学習支援ボランティア等を必要数確保し、養育相談、子どもへのカウンセリング、学習支援等の事業を実施する。

(支援対象者)

第3条 支援対象者については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護受給世帯又は生活困窮世帯の生徒
- (2) その他、市が事業への参加が必要と認めた生徒

2 この事業を利用しようとする生徒の保護者は、参加申込書兼同意書を市に提出するものとする。

(支援期間)

第4条 支援の対象期間は、原則として支援対象の生徒が事業に参加してから中学校又は義務教育学校を卒業するまでの間とする。なお、事業途中で参加を中止した者についても、市が必要と認めれば再度参加することができる。

(事業内容)

第5条 事業内容は、以下のとおりとする。

- (1) 高校進学を目的とした支援対象生徒に対する学習支援に関すること。
- (2) 支援対象生徒の保護者への養育相談に関すること。

(3) 支援対象生徒へのカウンセリングに関すること。

(事業計画の提出)

第6条 事業を受託した事業者等は、市に対して事業実施計画書を作成し、市の承認を得なければならない。なお、年度途中に変更しようとする場合も同様とする。

(実施状況の報告)

第7条 事業を受託した事業者等は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 受託者は市に対し、翌月10日までに前月分の「事業実績報告書」を提出すること。

(2) 受託者は市に当該年度終了後に「年間事業実績報告書」を提出すること。また、市は受託者と当該年度末に、事業について協議を行う。

(帳簿等の整備)

第8条 受託者は当該事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類等を整理し、当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(委託の解除)

第9条 市は、事業実施者が事業の目的を果たすことができないと認められる場合は、委託契約を解除することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年1月5日より施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。